

各団体代表者 様

鳥取県立鳥取東高等学校長
(公印省略)

令和7年度県立学校体育施設開放について (通知)

このことについて、鳥取東高等学校体育施設の利用を希望される場合は、期限までに必要書類を提出してください。利用にあたっての注意事項(別紙)を添付しておりますので、必ず御確認ください。

また、原則として照明の使用料を徴収しますが、児童生徒又は障がい者の方が団体の2分の1以上を占める場合には使用料免除が可能です。該当する団体は、利用者の名簿をあわせて提出してください。

なお、他の団体と利用希望の曜日が重なるなど、申請状況によっては許可できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。結果については3月中旬を目途にお知らせする予定です。

記

1 許可の範囲 (※学校行事等の関係で利用いただけない日もあります。)

使用可能施設	使用可能曜日	使用許可時間
第1グラウンド	月曜日～金曜日	午後7時以降2時間以内、最終午後9時まで
第2体育館	月曜日～金曜日	午後7時30分以降2時間以内、最終午後10時まで
テニスコート	月曜日～日曜日	午前6時から午前8時30分まで
第3グラウンド	月曜日～日曜日	午前8時から正午まで

2 使用可能設備、料金等

(1) 使用許可設備 体育施設に備え付けの用具等(バスケットゴール、得点ボード等)

(2) 使用料 全免

(3) 照明使用料(実費相当額)

第1グラウンド: 1時間あたり360円 第2体育館: 1時間あたり300円

3 提出書類 ①鳥取県立学校体育施設使用団体届出書(様式第1号)

※申請状況によっては、第2、3希望の曜日に決定することもあります。

②教育財産使用許可及び使用料減免申請書(様式第3号)

③【**児童生徒又は障がい者の方の割合が2分の1以上を占める場合**】

団体参加者の名簿(氏名及び学校名等が分かるものであれば様式は問いません。)

4 提出期限 令和7年2月19日(水)【必着】

5 提出先 〒680-0061 鳥取市立川町五丁目210 鳥取東高等学校
電話: 0857-22-8495 (担当: 事務長)

(別紙)

【県立学校体育施設開放についての注意事項】

鳥取東高等学校

1 鍵の受渡し、返却、使用簿の提出について

(1) 鍵及び使用簿の受渡し

鳥取東高等学校事務室窓口で、当日の使用責任者が受け取るようにしてください。

(受渡時間) 当日の午前8時30分から午後4時45分まで

(2) 鍵の返却及び使用簿の提出

施設利用後は、速やかに返却をお願いします。

使用簿に記入し、鍵とあわせてファイルに入れ、正面玄関横の郵便受けに返却してください。

使用を中止した場合もそのことを記入してください。

2 許可条件について

施設設備の利用にあたっては、下記の許可条件を厳守してください。違反が確認された場合は、使用許可を取消すことがあります。

(許可条件)

- (1) 学校行事等により、使用できない場合があること。
- (2) 気象等の特別警報や警報が発令されている場合は使用しないこと。また、使用中に気象等の特別警報や警報が発令された場合は、使用を中止すること。
- (3) あらかじめ、気象等の特別警報や警報の発令が見込まれる場合は使用しないこと。
- (4) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (5) 指定した施設設備以外は使用しないこと。
- (6) 施設、敷地内での喫煙、飲酒及び酒気を帯びての使用はしないこと。
- (7) 使用中の事故防止に万全を期し、事故が発生した場合はその責任を負うこと。
- (8) 施設設備を故意又は過失により、毀損又は亡失したときはその損害を賠償すること。
- (9) 使用時間を厳守すること。
- (10) 自家用車は、所定の場所以外には乗り入れないこと。
- (11) 敷地内及び進入路では徐行運転を行うこと。
- (12) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (13) 異常を確認したときは、速やかに報告すること。

3 使用団体責任者の連絡先について

(1) 使用団体責任者の方の電話は、昼間連絡のつく番号を御記入ください。

使用許可にあたっての調整、緊急の連絡等をさせていただくことがあります。

鳥取東高等学校から着信があった場合には、必ず折り返しの連絡をお願いします。

連絡がつかない場合は、許可できないこともありますので御承知ください。

(2) 使用団体責任者の住所・氏名等に変更があった場合は、新旧が確認できるよう書面で速やかにお知らせください。(様式は問いません。)